

日程第19 請願第15号 民生委員推薦会に対して適正な指導を求める請願について

○議長（石橋英和君）日程第19 請願第15号 民生委員推薦会に対して適正な指導を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）文教厚生委員会委員長報告をいたします。

去る2月20日の本会議において、本委員会に付託された請願第15号 民生委員推薦会に対して適正な指導を求める請願について を審査するため、2月27日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

請願第15号の趣旨は、個人のプライバシーに関係する職務を担う民生児童委員が、個人のプライバシーを侵害する発言や差別発言を行ったことについては、委員として不適格であり、民生委員法に規定する解嘱自由に該当することから、当該委員の解嘱を求める請願書を市に提出しているが、市議会においても審議し、適正な対応を求める、とするものである。

委員から、当局に対し、請願書に書かれている内容の事実確認をどのように行っているか とのただしがあり、該当者に聞き取り調査を行っている との答弁がありました。

聞き取り調査の結果について ただしがあり、法令等で守秘義務が課されており公表できない との答弁がありました。

今後の対応について ただしがあり、民生委員推薦会で審議が進められている との答弁がありました。

差別発言への対応について ただしがあり、民生委員推薦会の依頼に基づき、市において調査、回答を行っているが、内容は公表できない との答弁がありました。

本請願に書かれている事項について、現在、事実確認ができておらず、また、内容的にも市議会でも審議すべきものとは考えられない との意見がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、請願者の主張は信頼性があり、さらに該当者の異議申し出もないため、請願書の内容は正当なものと判断できる。橋本市議会として事実を究明した上で何らかの対応をすべきと考え、本請願を採択することに賛成する との討論がありました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）請願についてですけども、まず前提な知識として、憲法第16条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」次、請願法第2条は、これを受けて、「請願は、請願者の氏名及び住所を記載し、文書でこれをしなければならない。」、第5条、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなけれ

ばならない。」と。それで、これらを受けて地方自治法は「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」

○議長（石橋英和君）1番 松浦議員、委員長に対する質問にとどめていただきたいと思ひます。

○1番（松浦健次君）質問をする上での、これ、前提の知識となるので説明してるんです。これなかったら、きちんとした説明できない。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑にとどめていただきたいと思ひます。

○1番（松浦健次君）はい。

それでは、申し合わせね、申し合わせ事項あるんです。これには請願に関することと。紹介議員について、議長、副議長及び請願所管委員会に所属する議員は、原則として紹介議員にならないと。こういう申し合わせが橋本市議会にあるんです。原則として紹介議員にならないと。例外は当然予想してるんですよ。例外というのはどういうことかといえは、所管議員でも、所管議員以外に紹介議員になろうという人がいない場合には、憲法の保障する請願権を実施するために。

○議長（石橋英和君）1番議員、その件に関しましても、委員長に対する質問ではないと判断いたします。

○1番（松浦健次君）いや、そうじゃないです。ちょっと待ってくださいよ。あのね、紹介議員が私で、それで、紹介議員というのは、ここでは委員会に出席し趣旨説明を行うことができる。これは、私の紹介議員としての権限なんでしょう。これを申し合わせが認めている。しかし、当委員会では、その私の紹介議員としての趣旨を。

○議長（石橋英和君）1番議員、認められません。発言を中断してください。

（「ひどい話やな」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）質問があれば、行ってください。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）さっきの続きですけども、趣旨説明を拒否したのはどういうことですか。これ、申し合わせに違反してるんですよ。その理由を言ってください。

○議長（石橋英和君）文教厚生委員会の審議内容の質問とは認められません。ほかになければ打ち切っていただきます。ありますか、質問。

（「いや、これはどうですかね。こんなひどい話、いいんですかね。ちゃんとした手続きでやられてないということを言ってるんですわ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）ほかにありますか。

（「議運に諮れ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願15号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、本請願に賛成の立場から討論します。

本請願の内容というのは、1、平成25年8月初旬、甲氏居住地の近隣者に対して、「〇〇の生活保護は俺がしてやったんだ」と、そういうふうに語っていると。2、平成23年10月、同僚民生児童委員に対して、2人の民生児童委員について、「教えたるか」と。「〇〇さんとは、ご主人か奥さんが同和出身や」と。「〇〇さんとも主人か奥さんが同和出身

や」などと語っていると。こういう人が民生委員、民生児童委員の要職についていると。これは人権の保護ということを最大の目的としている民生委員の姿勢としては、あるまじき姿やと私は思います。

それで、これを請願するについて、私なりにこれは事実があったと確信しているので、なぜ確信しているかと。この請願者というのは、私は数年来の付き合いがありまして、民生委員を20年ぐらい頑張ってくれた人だった。極めて誠実なお方です。その方が実際に聞いた、あったんだという話で引き受けたんです。

もう一つは、本人が、私はそうじゃないというのであれば、こういう重大なことを、もしぬれぎぬであれば、これはおかしいんだと、とんでもない話だということで、本人に抗議するか、あるいは人を介して、おかしいじゃないかと言うてくるか、訂正しろ、取り消せよと言うてくるか、それか公の機関に対して、要するに市当局に対しても、あの発言はおかしいぞ、取り消せということを抗議してくるのが、言われた当人であれば、私、100人おったら100人ともそういう抗議をすると思うんです。にもかかわらず、そういう抗議をしていないということは、私は、それを二つをもって真実だと確信して紹介議員になったんです。

それで、この紹介議員になるなという、いろんな圧力を受けましてね。それで市議会というのはこういうもんじゃなかろうかと。実態はそうなんです。後ろにおる議長だって、松浦、あんたは取り消したと。紹介議員をおりたと。私に直接言うたんでしょ。誰も引き受けないから私が引き受けて、憲法も保障する請願権を全うさせようとしたときに、私がおるはずがない。にもかかわらず、私に対して、あんたおりたじゃないかと。そうい

うことまでも言う、極めて今回はむちゃくちゃな手続きでしたわ。

それから、ここで、きょうの委員長報告の中で、事実としては議会でそういうのを取り扱うにはなじまないという話なんですけども、すべて推薦委員会は秘密会、要するに口外しないと。守秘義務あるから外へ一言も言えないということは、これはうやむやになる話なので、市民の代表である議会は、議員としても事実があったかないか、少なくともそれに努力する姿勢というのを見せてほしい。それを、何もなかったと。これで調査して究明できるかどうかは別ですよ。別ですけども、まず紹介議員をおりろとか、手続き的にも適正な手続きを踏まないで、松本委員長が踏まないでそういうことをやったということは、極めて遺憾だ。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

6番 辻本君。

〔6番（辻本 勉君）登壇〕

○6番（辻本 勉君）私は、委員長報告に賛成、採択に反対の立場から討論を行いたいと思います。

まず、松浦議員が言われたことなんですけども、議会としてはきちっと対応をして、市議会文教厚生委員会に付託をしております。その中での議論の中で、結果はこういう形になったということだと私は解釈をしております。

まずは、市議会の申し合わせ事項に反するという点、これは大きな問題ではないのかなと。そのことによって、取り扱いについて議運においては大変苦慮いたしました。しかしながら、請願者には何の不備もありません。これは、国民・市民の権利を奪うということになってはなりませんので、先ほども申しま

したとおり文教厚生委員会に付託をいたしました。しかしながら、議会としては、自分たちで決めたルールは守るべきではないのかなと。いかに上位法があろうといえども、我々議会の中で、きちっと議論をした中でルールを決めたら、それは確実に守っていく。そのルールに不備があれば、自らが提案をして改定をしていくという、それが議員の役割ではないのかなと、私はこのように考えております。

それと、当然その上位法があるんですけども、議会の申し合わせ事項を守るという立場から言えば、この請願が出てきたときには、事前に十分請願者に対して説明を行うべきであるということは第一やと思います。

(発言する者あり)

○6番(辻本 勉君) やっております。

続いて、請願として取り扱うことには、少しこの請願は問題があるのではないかなと。議会請願の前に、当然やるべきことがあるのではないかと。調査や審議する場があるのではないかと。そこで十分調査、確認をすべきではないかと思えます。例えば、民生児童委員会、人権推進委員会、同和委員会等、いろいろこのことに関連する、それなりの調査機関、委員会があるはずです。そこに十分申し入れをして、そこで調査、確認をすべきであると、このように思えます。その結果、事実と判明すれば、これは問題ありではないかなと私も思えます。事実であればね。調査した結果、事実ということが出てくれば、それは私も問題ありではないかと思えますが、今の段階で請願として取り扱うには大変問題があろうかなと。

賛成の立場からということで討論していたんですが、請願者の主張は信頼性がありと。これは、個人的に議員が長い付き合いがあるから信頼性があると言われておるん

ですけども、個人的な信頼性だけで、議会がそれを取り上げて議論するべきものではないかなと。まずは事実確認が必要であるのではないかなと、このように考えています。

中身を見ますと、一個人対一個人、それも同じ立場、同じ民生委員という立場の中での批判でありますので、これは少し議会としては、十分考えていかならん問題ではないかなと。現時点では、相手方にもプライバシーもあれば人権もあります。その辺も十分考えていかないと、議会が安易にこの請願を採択するということにはいかないかなと思えます。

もう一点、民生委員推薦会に対しての適正な指導を求める請願であります。この会議につきましては、基本的には完全な秘密会議であり、議会や当局へ情報というのは流れてきません。法律的にも議会や当局の権限が及ぶものではないということ聞いておりますので、そのことに議会がどうのこうのというべきではないということで、私も考えております。

以上をもって、本請願採択に反対の討論といたします。

○議長(石橋英和君) ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第15号 民生委員推薦会に対して適正な指導を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石橋英和君) 起立少数であります。

よって、請願第15号は不採択と決しました。この際、10時55分まで休憩いたします。

(午前10時42分 休憩)